

# 島根県立大学バレーボール部 規約

平成 12 年 6 月 14 日設立

所在地 島根県浜田市野原町 2433-2

(名称)

第 1 条 本団体は、島根県立大学バレーボール部と称する。

(目的)

第 2 条 本団体はバレーボールを通じて学生たちの中を深めるとともに心身を鍛えることを目的とする。

(構成員)

第 3 条 島根県立大学に所属している学生のみとする。

(会計)

第 4 条 会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月末日に終了するものとする。  
なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第 4 条 会費は、一人当たり年額 2000 円とし、新年度 6 月中に徴収することとする。  
但し、年度途中に加入したものは入会后 1 ヶ月以内に納入することとする。

(役員)

第 5 条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は 1 年とし、年度当初に開催する定例会議に置いて改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1 名…本団体を代表する。
- 2) 副部長 1 名…部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計 2 名…会計事務を処理する。
- 4) 会員… 島根県立大学バレーボール部に所属している学生のみとする。

(決議)

第 6 条 本規約に定めのない事項については全構成員の 3 分の 2 より決する。

(改廃)

第 7 条 本規約は、全構成員の 3 分の 2 により改廃される。

附則

この規約は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規約の一部を改正し、令和 5 年 6 月 1 日から適用する。

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。